

(書 式 2 - 1 - 5 - 2)

新 設 合 併 に 反 対 す る 株 主 か ら の 株 式 買 取
請 求 通 知 書

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

○ ○ ○ ○ 株 式 会 社

代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 区 ○ 丁 目 ○ 番 ○ 号

○ ○ ○ ○ 株 式 会 社

株 主 ○ ○ ○ ○ 印

株 式 買 取 請 求 書

Asahi Chuo

前 略

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 付 貴 社 臨 時 株 主 総 会
において 決 議 さ れ た 「 ○ ○ ○ ○ 株 式 会 社 と の
合 併 契 約 承 認 の 件 」 に つ き 、 私 は 平 成 ○ ○ 年
○ ○ 月 ○ ○ 日 付 書 面 を も っ て 反 対 す る 旨 を 通
知 し 、 さ ら に 同 総 会 に お い て 同 議 案 に つ い て
反 対 の 意 思 表 示 を し ま し た 。 し か し な が ら 、
同 議 案 は 可 決 さ れ ま し た 。

よ っ て 、 私 が 所 有 す る 貴 社 普 通 株 式 ○ 万 株 に
つ い て 「 決 議 が な か っ た な ら ば 有 し た で あ ろ
う 公 正 な 価 格 」 を も っ て 貴 社 が 買 い 取 る よ う
請 求 致 し ま す 。

以 上

解 説

（合併反対株主の株式買取請求）

新設合併に際し、当該株主総会に先立って当該吸収合併に反対する旨を会社に対して通知し、かつ、当該株主総会においても当該吸収合併に反対した株主は、合併が承認された場合、会社に対し、公正な価格での株式の買取を請求することができる（会社法第806条第1項、第2項）。

（株式買取価格）

「公正な価格」とは、合併決議がなかったとした場合の価格であるとされている。買い取り価格について、合併の効力発生の日から30日以内に株主と会社との協議が調わないときは、株主又は会社は、その期間の満了日後30日以内に、裁判所に対し、価格の決定を申立てることができる（同法第807条第2項）。

